

## 猿払村障がい者活躍推進計画

機関名	猿払村
任命権者	猿払村長
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
策定趣旨	<p>○令和元年6月、障害者雇用促進法が改正され、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が定める指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」（以下「障がい者活躍推進計画」という。）を作成することとされました。</p> <p>○障がい者の活躍とは、「障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、すべての障がいのある職員が活躍できるよう、役場全体で取り組んでいくことが重要です。このことを念頭に、このたび「障がい者活躍推進計画」を策定しました。</p> <p>○本計画のもと、障がいのある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに向けて、取り組んでまいります。</p>
猿払村における障がい者雇用等の状況	<p>○猿払村の法定雇用障がい者の算定の基礎となる職員数は116名（令和元年6月現在）で、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていません。</p> <p>○猿払村の令和元年6月1日現在の実雇用率は3.45%となっています。</p>
目標	
(1) 採用に関する目標	<p><b>【実雇用率】</b></p> <p>○各年度の6月1日時点の法定雇用率以上。</p>
(2) 定着に関する目標	○不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
	<p>○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障がい者である職員の相談窓口を設定する。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○半期ごとに実施している人事評価面談等を通じて、障がい者一人ひとりの障がい特性や能力、希望等を把握するとともに、人事異動にあたっては、業務との適切なマッチング等を図る。

<p>(2) 募集・採用</p>	<p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。</li> </ul>
<p>4. その他</p>	
	<p>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>